

公立大学法人大阪府立大学共同研究規程実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人大阪府立大学共同研究規程（以下「規程」という。）
第14条の規定に基づき、共同研究の実施について必要な事項を定めるものとする。

(共同研究の申請)

第2条 規程第4条の所定の書面とは、共同研究申請書（様式第1号）によるものとする。

(承認)

第3条 規程第5条第2項による承認の通知は、共同研究承認書（様式第2号）によるものとする。

(契約)

第4条 規程第6条の共同研究契約の締結は、別紙共同研究契約書（様式第3号）によるものとする。ただし、当該契約の性質又は目的により、これにより難しい場合は、理事長がその都度定める契約書によることができる。

(経費)

第5条 規程第7条第1項に規定する、共同研究機関が負担する共同研究費は、次の各号に掲げる共同研究費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 直接研究に要する経費 大学等と共同研究機関が協議して定める金額
- (2) 研究料 研究員が大学等において共同研究に従事する場合にあっては、公立大学法人大阪府立大学授業料等に関する規程第13条及び第29条に定める金額（学術の発展に寄与することを目的とする共同研究を除く。）
- (3) 間接経費 公立大学法人大阪府立大学外部資金受入れに係る間接経費の率を定める要綱によるものとする。

(共同研究の中止又は変更)

第6条 共同研究代表者及び共同研究機関の代表者は、規程第10条の規定により共同研究を中止又は変更する必要があるときは、共同研究中止・変更承認申請書（様式第4号）を作成し、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認められるときは、共同研究中止・変更承認書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の通知をしたときは、共同研究中止・変更契約書（様式第6号）の作成等必要な手続を行わなければならない。

(管理)

第7条 理事長は、共同研究の進捗状況を一体的に把握し、共同研究の効率的な推進を図るものとする。

2 共同研究代表者は、前項の規定に基づき理事長が共同研究に係る報告を求めたときはこれに応じなければならない。

(完了報告)

第8条 規程第11条の報告は、共同研究完了報告書(様式第7号)によるものとする。

(研究成果)

第9条 理事長は、規程第11条による共同研究の完了報告があったときは、共同研究代表者に対して、当該研究成果の内容が明らかになる書面等を求めることができるものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から実施する。